

一宮市立小中学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について

一宮市立小中学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成29年5月24日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市立小中学校体育施設の開放に関する規則において、富士小学校体育施設の種別を追加するため、本案を提出します。

(案)

一宮市教委規則第 号

一宮市立小中学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

一宮市立小中学校体育施設の開放に関する規則（平成7年一宮市教委規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1 富士小学校の項中

「

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

」を

「

|  |     |
|--|-----|
|  | プール |
|--|-----|

」に改める。

付 則

この規則は、平成29年6月1日から施行する。

一宮市立小中学校体育施設の開放に関する規則（平成7年一宮市教育委員会規則第6号）新旧対照表

| 現行                      | 改正案                     |
|-------------------------|-------------------------|
| 別表第1（第2条関係）<br>【別記1 参照】 | 別表第1（第2条関係）<br>【別記1 参照】 |

【別記1】

現行

| 開放校の名称 | 体育施設の種別 |       |  |
|--------|---------|-------|--|
| 略      |         |       |  |
| 富士小学校  | 運動場     | 屋内運動場 |  |
| 略      |         |       |  |

改正案

| 開放校の名称 | 体育施設の種別 |       |     |
|--------|---------|-------|-----|
| 略      |         |       |     |
| 富士小学校  | 運動場     | 屋内運動場 | プール |
| 略      |         |       |     |

一宮市学校教育推進会議委員の委嘱について

一宮市学校教育推進会議委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成29年5月24日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市における教育のあり方についての提言を受けるため、一宮市学校教育推進会議設置要綱第3条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市学校教育推進会議委員 委嘱候補者

| 委員氏名               | 備考                                   | 新任<br>再任 |
|--------------------|--------------------------------------|----------|
| しみず ひろし<br>志水 廣    | 学識経験者<br>(大学名誉教授)                    | 再        |
| こばやし のりゆき<br>小林 敬幸 | 学識経験者<br>(大学准教授)                     | 再        |
| ふかやけいすけ<br>深谷圭助    | 学識経験者<br>(大学教授)                      | 新        |
| いちやなぎたかみつ<br>一柳隆光  | 教育関係者<br>(一宮市小中学校長会長)                | 新        |
| まきた あつし<br>牧田 篤    | その他教育委員会が認めた者<br>(元一宮市PTA連絡協議会副会長)   | 再        |
| あきおか みわ<br>浅岡美和    | その他教育委員会が認めた者<br>(前一宮市PTA連絡協議会副代表会長) | 新        |
| すずきひろし<br>鈴木洋志     | その他教育委員会が認めた者<br>(元一宮青年会議所理事長)       | 新        |
| せきぐちけいこ<br>関口恵子    | 教育関係者<br>(一宮市主席スクールカウンセラー)           | 再        |
| かんだ かずひこ<br>神田和彦   | 教育関係者<br>(スクールソーシャルワーカー)             | 再        |
| さいだひろむ<br>齋田宇夢     | その他教育委員会が認めた者<br>(元一宮市新成人代表)         | 再        |
| あきやまふみな<br>秋山史奈    | その他教育委員会が認めた者<br>(前一宮市新成人代表)         | 新        |
| くまざわひろし<br>熊沢裕司    | 一宮市企画部長                              | 再        |
| くりやまきんや<br>栗山欣也    | 一宮市こども部長                             | 再        |

2. 委嘱期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日

## 一宮市学校教育推進会議設置要綱

(設置)

第1条 これからの一宮市の学校教育のあり方を考えるため、一宮市学校教育推進会議(以下「推進会議」という)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学校の教育課程・教育活動等に関する事
- (2) 教職員の研修に関する事
- (3) その他、学校教育の推進に関する事

(委員)

第3条 推進会議は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する委員で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 関係行政担当者
- (4) その他、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後継者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、推進会議の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、教育委員会が招集する。

- 2 推進会議の会議は、会長が議長となる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、教育委員会教育文化部学校教育課において処理する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

一宮市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

一宮市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成29年5月24日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

役員改選のため、社会教育法第30条の規定により本案を提出します。

1. 一宮市公民館運営審議会 解嘱該当者  
(解嘱日 平成29年5月31日)

| 氏名                 | 備考                        |
|--------------------|---------------------------|
| つちや<br>土屋 ひろし<br>寛 | 一宮市児童育成連絡協議会長<br>を退任されたため |

2. 一宮市公民館運営審議会 委嘱該当者

| 氏名                 | 備考                      | 新任<br>再任 |
|--------------------|-------------------------|----------|
| うちだ<br>内田 きよし<br>清 | 一宮市児童育成連絡<br>協議会長に就任のため | 新        |

3. 委嘱期間

平成29年6月1日から平成30年3月31日

一宮市公民館設置及び管理に関する条例第3条の規定に基づく前任者の残任期間

社会教育法

(昭和二十四年六月十日法律第二百七号)

最終改正:平成二六年六月二〇日法律第七六号

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

〇一宮市公民館設置及び管理に関する条例

昭和 30 年 4 月 1 日

条例第 18 号

第 3 条 法第 29 条第 1 項の規定に基づき、公民館運営審議会を置く。

2 公民館運営審議会委員(以下「委員」という。)の定数は、15 名以内とする。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 特別の事情がある場合には、委員の任期中でも解職することができる。

(平 12 条例 2・平 14 条例 22・一部改正)

第40号議案

一宮市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱について

一宮市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成29年5月24日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市教育委員会指定管理者選定委員会委員を委嘱するため、一宮市教育委員会指定管理者選定委員会設置要綱第3条の規定により本案を提出します。

1. 一宮市教育委員会指定管理者選定委員会委員 委嘱候補者  
(アイプラザー宮)

| 氏 名                  | 備 考              | 新任<br>再任 |
|----------------------|------------------|----------|
| なか の かず お<br>中 野 和 雄 | 一宮市教育長           | 再        |
| たき かず なが<br>滝 和 良    | 一宮市図書館長          | 新        |
| い とう てつ<br>伊 藤 哲     | 公認会計士            | 再        |
| う つ き やすし<br>宇都木 寧   | 弁護士              | 再        |
| にし むら し ま<br>西 村 志 磨 | 修文大学<br>短期大学部准教授 | 再        |

2. 委嘱期間

平成29年5月25日～指定管理者の指定を行うまで

## 一宮市教育委員会指定管理者選定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する公の施設の指定管理者制度に係る候補者（以下「候補者」という。）の選定及び適正な管理運営の履行の確保に関し必要な事項を審査するため、一宮市教育委員会指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、公の施設について、指定管理者制度を適用させようとする場合、候補者を選定するため必要な事項を審査するものとする。

2 委員会は、指定管理者制度に係る協定の履行上の疑義及び履行不能等の処理について審査を行うものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が選任する委員5名をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 教育文化部長
- (4) 次長相当職の市の職員
- (5) 公認会計士
- (6) 学識経験者

2 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、公の施設のうち、指定管理者制度を導入する施設の指定を行うまでの期間とする。ただし、教育委員会は、委員の同意を得て、これを延長し、又は短縮することができる。

2 委員が辞任し、又は欠けたときは、速やかにこれを補充するものとする。この場合における任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

4 委員会は、公開しないものとする。

### (委員の責務)

第6条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、直接又は間接を問わず、申請団体による申請に関与してはならな

い。また、委員が当該申請に関与したことが判明したときは、委員会は、委員が関与した団体を選考対象外とする。

3 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、教育委員会及び委員会が公表した情報については、この限りでない。

(選定基準)

第7条 委員会は、候補者を選定する場合には、次に掲げる選定基準について特に意を用い、かつ、総合的に判断しなければならない。

- (1) 施設設置の目的が達成できること。
- (2) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。
- (3) 事業計画書の内容が、当該事業計画に係る公の施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られること。
- (4) 事業計画書に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有すること。
- (5) 市民の声が反映される管理が行われること。
- (6) 安全管理の状況
- (7) 労働福祉の状況

(選定結果の公表等)

第8条 委員会における選定の経過及び結果は、教育委員会が指定管理者を選定した後、公表する。ただし、委員会は、選定の過程及び結果について、公表することが必要であると判断したときは、公表する事項、時期などを決定し、公表することができる。

2 委員会は、候補者の選定過程に係る公正性及び透明性を確保するため、委員会の議事録を整備するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育文化部教育指定管理課が処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年10月3日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年5月11日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年6月19日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年5月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

第 4 1 号議案

一宮市立図書館協議会委員の任命について

一宮市立図書館協議会委員の任命について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成 2 9 年 5 月 2 4 日

一宮市教育委員会  
教育長 中 野 和 雄

提案理由

任期満了のため、図書館法第 1 5 条の規定により、本案を提出します。

## 1. 一宮市立図書館協議会委員 任命候補者

| 氏 名                    | 備 考                                   | 新任<br>再任 |
|------------------------|---------------------------------------|----------|
| かとう ゆきよ<br>加 藤 幸 世     | 学校教育関係者<br>(一宮市立赤見小学校長)               | 新        |
| みやざき はつみ<br>宮 崎 初 美    | 社会教育関係者<br>(公民館運営審議会委員)               | 新        |
| わかばやし まゆみ<br>若 林 真 由 美 | 社会教育関係者<br>(社会教育委員)                   | 再        |
| ながひさ しげゆき<br>長 久 重 幸   | 社会教育関係者<br>(つつみざくら代表)                 | 再        |
| ちゅうじょう のりこ<br>中 條 紀 子  | 家庭教育の向上に資する活動を行う者<br>(おはなし広場たんぽぽ元代表)  | 再        |
| むしか のりこ<br>虫 鹿 典 子     | 家庭教育の向上に資する活動を行う者<br>(おはなしグループいろりん代表) | 再        |
| そうみや なおこ<br>宗 宮 尚 子    | 家庭教育の向上に資する活動を行う者<br>(図書館みのりの会代表)     | 新        |
| しまざき むねこ<br>嶋 崎 宗 子    | 学識経験者<br>(元木曾川町立図書館資料選定委員会委員)         | 再        |
| ないとう としかず<br>内 藤 俊 和   | 学識経験者<br>(元一宮市立中央図書館長)                | 再        |
| み わ 輪 ゆたか<br>三 輪 豊     | 学識経験者<br>(元一宮市立子ども文化広場図書館専門員)         | 再        |

## 2. 任命期間

平成29年6月1日～平成31年5月31日

○図書館法（昭和二十五年四月三十日法律第百十八号）【抜粋】

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

(平一一法八七・平二〇法五九・平二三法一〇五・一部改正)

○一宮市立図書館条例（昭和31年4月1日条例第18号）【抜粋】

(委員の定数)

第5条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人以内とする。

(平15条例17・追加)

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平15条例17・追加)

一宮市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

一宮市社会教育委員の解嘱及び委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成29年5月24日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市地域女性団体連絡会及び一宮市小中学校PTA連絡協議会母親代表会役員改選のため、社会教育法第15条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市社会教育委員 解嘱該当者

(解嘱日：平成29年5月31日)

| 氏名                 | 備考                                |
|--------------------|-----------------------------------|
| ほりべ えみこ<br>堀部 恵美子  | 一宮市地域女性団体連絡会会長<br>退任のため           |
| よこまく なつこ<br>横幕 奈津子 | 一宮市小中学校 PTA 連絡協議会<br>母親代表会役員退任のため |

2. 一宮市社会教育委員 委嘱候補者

| 氏名               | 備考                            | 新任<br>再任 |
|------------------|-------------------------------|----------|
| おぜき かつこ<br>尾関 勝子 | 一宮市地域女性団体連絡会会長就任のため           | 新        |
| あかお なな<br>赤尾 なな  | 一宮市小中学校 PTA 連絡協議会母親代表会役員就任のため | 新        |

3. 委嘱期間

平成29年6月1日から平成30年3月31日

\*一宮市社会教育委員の定数等に関する条例第4条の規定に基づく前任者の残任期間

○社会教育法

(昭和二十四年六月十日 法律第二百七号)

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

○一宮市社会教育委員の定数等に関する条例

(昭和 25 年 1 月 27 日 条例第 3 号)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条の規定に基づき、本市に一宮市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

第 2 条 委員の定数は、15 名以内とする。

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、重任を妨げない。

第 4 条 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 条 一宮市教育委員会は、特別の事情がある場合には、委員の任期中でも解嘱することができる。

第 6 条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、別に一宮市教育委員会が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 31 年 1 月 4 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日より施行する。

付 則(平成 14 年 6 月 26 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成29年5月24日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

## 一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が  
適当と認められる事業
  - ア 市内の教育関係団体
  - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
  - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(総務課)

| 受付<br>番号 | 申請者   | 事業名                             | 内容   | 実施日                       | 開催場所                     | 参加料 | 許可<br>基準   |
|----------|---|---------------------------------|--|---------------------------|--------------------------|-----|------------|
| 1        | 特定非営利<br>活動法人<br>元気健康活<br>動協会<br><br>理事長<br>かとう ゆか<br>加藤 由香 | 第9回元気健<br>康フェスタ<br>ピンクリボン<br>一宮 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・講演会</li> <li>・健康関係の体験</li> <li>・物販ブース設置</li> <li>・市民の手作り作<br/>品の販売</li> <li>・ソフトボール体験</li> </ul> | 11月5日<br>(日)              | 一宮市民<br>会館               | 無 料 | (4)<br>(6) |
| 2        | 愛知サマーセミ<br>ナー実行委員会<br>実行委員長<br>てらうち よしかず<br>寺内 義和           | 第29回<br>愛知サマーセミ<br>ナー           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講演会<br/>益川 敏英氏(名大<br/>教授) 他</li> <li>・ 公開講座</li> <li>・ 弁論大会 他</li> </ul>                        | 7月15日(土)<br>～<br>7月17日(月) | 同朋学園大<br>学・高等学校<br>および周辺 | 無 料 | (6)        |

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

| 受付<br>番号 | 申請者   | 事業名                           | 内容  | 実施日   | 開催場所                            | 参加料            | 許可<br>基準   |
|----------|---|-------------------------------|---|---|---------------------------------|----------------|------------|
| 13       | 公益財団法人晴嵐館<br>理事長<br>おおいけ しげき<br>大池 茂樹           | 第47回全国教育書道<br>展               | ・幼年、小学生、中学生、<br>高校生の毛筆および硬筆<br>作品の展示と表彰   | 展示期間<br>8月1日(火)<br>～6日(日)   | 名古屋市博物<br>館                     | 無料             | (4)<br>(6) |
| 14       | 志水塾一宮<br>代表者<br>まかい なおき<br>酒井 直樹                | 授業力アップセミナー<br>in一宮2017        | ・算数・数学の授業力アッ<br>プを図る。<br>・愛知教育大学名誉教授<br>志水 廣 氏の講演。<br>・授業作り実習<br>・復唱法のスキルアップ<br>教員40名     | 8月27日(日)<br>午前9時10分～<br>午後4時20分   | アイプラザ一<br>宮                     | 有料<br>3500円    | (6)        |
| 15       | 一宮市モラロジーネ<br>ットワーク<br>事務局長<br>こじま ひろかず<br>小島 博和 | おじいちゃん おばあ<br>ちゃんに手紙を書こ<br>う! | ・おじいちゃんおばあちゃ<br>んへの心温まる手紙を書<br>いてもらうことにより、児<br>童の敬老の精神を涵養す<br>る<br>・市内小学生5・6年生<br>約7,200名 | 6月15日(木)～<br>9月18日(日)の<br>期間  | 市内42小学校                         | 無料             | (6)        |
| 16       | 株式会社アイ・シ<br>ー・シー<br>常務取締役<br>せこ あつし<br>瀬古 篤司    | 夏休み小学生アナウ<br>ンサー体験            | ・体験を通じて、児童のメ<br>ディアに対する知識の向<br>上、地域社会とのつながり<br>や関心を形成する。<br>・小学生5・6年生60名                  | 7月26日(水)<br>～8月23日(水)   | 一宮市商工会<br>議所ビル7F                | 無料             | (5)<br>(6) |
| 17       | 一宮ジュニアウイン<br>ドオーケストラ<br>代表 かげひ あきひろ<br>寛 彰洋     | 一宮ジュニアウインド<br>オーケストラ定期練習<br>会 | ・吹奏楽の練習<br>・市内小中学生(小学5年<br>生～中学3年生)<br>・参加数(見込み)40名                                       | 平成29年5月7<br>日(日)～平成<br>30年3月18日<br>(日)までの第<br>1・2・3日曜日<br>に計30回実施<br>9:00～12:00 | 一宮市福祉子<br>ども部青少年<br>育成課研修室<br>他 | 5000円<br>(年間費) | (6)        |

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

| 受付<br>番号 | 申請者                                       | 事業名                                   | 内容   | 実施日  | 開催場所                               | 参加料                                   | 許可<br>基準 |
|----------|---|---------------------------------------|--|--|------------------------------------|---------------------------------------|----------|
| 18       | いちい信用金庫<br>理事長 <small>あわのひでき</small> 栗野秀樹 | 第 20 回いちい金融ス<br>クール「夏休み親子で<br>学ぶ金融教室」 | ・地域の小学生と保護者を<br>対象にした金融教室<br>「見て学ぼう」<br>「触れて学ぼう」<br>「クイズ」<br>「おこづかい帳をつけて<br>みよう」<br>「工場見学」<br>当金庫営業エリア在住の<br>小学生とその保護者<br>20組40名(見込み)    | 7月26日(水)<br>午前9:30～<br>午後4:30  | いちい信用金<br>庫本店 4階<br>会議室及び本<br>店営業部 | 無料                                    | (6)      |
| 19       | 西川流役員会<br>一宮支部<br>代表<br>今枝 惣一             | 伝統文化親子教室事業<br>「日本舞踊を踊りまし<br>よう」       | ・地域の小学生を対象に、<br>日本舞踊、きものの着付<br>け、邦楽など日本伝統文化<br>を体験し、日本伝統芸能の<br>振興、次世代への継承につ<br>なげる。<br>・参加者<br>一宮市内の小学生20名と<br>その保護者                     | 9月16日(土)～<br>平成30年1月<br>27日(土)まで<br>の土曜日に合計<br>11回実施<br>午前9時00分～<br>午後0時 | ・一宮市木曾<br>川文化会館練<br>習室1            | 無料                                    | (6)      |
| 20       | 特定非営利活動法人<br>こども自然体験塾<br>理事長 吉田行徳         | 子供・家族による山<br>村・漁村・その他にお<br>ける自然体験事業   | ・豊かな自然の中で様々な<br>自然体験をし、未来ある子<br>ども達の健全な育成と自<br>然保護の大切さを学ぶ機<br>会の創出を目的<br>・参加者<br>各コース各日45名<br>1年生から6年生の児童<br>とその家族(昨年度一宮市<br>参加児童100人程度) | 平成29年7月<br>22日～8月31<br>日(各コース<br>によって日程多<br>数)                           | 愛知県・岐阜<br>県・三重県・<br>静岡県各所          | 有料<br><br>各コース<br>による(添<br>付資料参<br>照) | (4)      |

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

| 受付番号 | 申請者  | 事業名                        | 内容                                     | 実施日                       | 開催場所          | 参加料                       | 許可基準       |
|------|--|----------------------------|--|---------------------------|---------------|---------------------------|------------|
| 12   | 尾西信用金庫<br>理事・総務部長<br>もり しげき<br>森 茂樹          | 第二回尾西信用金庫所蔵展               | 尾西信用金庫が所蔵する地元一宮市にゆかりのある芸術家の作品を中心とした所蔵展 | 10月3日(火)<br>～<br>10月9日(月) | 尾西信用金庫事務センター  | 無料                        | (6)        |
| 13   | 現代硬筆研究会<br>会長<br>かちかわ こうそう<br>勝川 香艸          | 第31回現代硬筆公募展                | 硬筆書写作品の展示会                             | 7月19日(水)<br>～<br>7月23日(日) | 名古屋市博物館       | 無料                        | (6)        |
| 14   | 一宮市民吹奏楽団<br>団長<br>ひらが よしのり<br>平賀 喜紀          | 一宮市民吹奏楽団レインボーコンサート2017     | 一宮市民吹奏楽団及び県立尾北高校ジャズアンサンブル部によるコンサート     | 7月9日(日)                   | 一宮市民会館        | 有料<br>前売400円、当日500円       | (3)<br>(6) |
| 15   | NPO法人日本FP協会愛知支部<br>支部長<br>たかぎ ひろし<br>高木 浩    | ミニFPフォーラムin一宮              | 「資産運用」「相続と贈与」等をテーマとした講演会と無料体験相談会       | 7月15日(土)                  | 尾張一宮駅前ビル      | 無料                        | (4)<br>(6) |
| 16   | 花柳流喜美会<br>会主<br>はなやなぎ すえまさき<br>花柳 寿江摩喜       | 喜美会55周年記念発表会               | 「蝶の道行」「鷺娘」他28演目の日本舞踊発表会                | 8月27日(日)                  | 一宮市民会館        | 無料                        | (7)        |
| 17   | 「生」教育助産師グループ OHANA<br>代表<br>きかい ももこ<br>坂井 桃子 | いのちの授業 男児の保護者向け・女児の保護者向け講座 | 助産師の視点から思春期における「生」と「性」、いのちの大切さを伝える講義   | 6月22日(木)<br>7月14日(金)      | 一宮市市民活動支援センター | 有料<br>1,000円(市外の方は1,500円) | (7)        |
| 18   | 木曾川文化創造ワークショップ<br>代表<br>はせがわ かずたか<br>長谷川 一貴  | 第64回きそがわふれあいコンサート          | 児玉たまみ みんなで楽しむ絵本どうたコンサート                | 9月24日(日)                  | 木曾川文化会館       | 有料<br>500円                | (6)        |
| 19   | 尾西ウインドオーケストラ<br>会長<br>ふわ ひろし<br>不破 皓         | 尾西ウインドオーケストラ創立50周年記念演奏会    | 創立50周年の記念演奏会                           | 6月11日(日)                  | 尾西市民会館        | 無料<br>(要整理券)              | (3)<br>(6) |

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

| 受付番号 | 申請者   | 事業名                            | 内容                                      | 実施日                         | 開催場所         | 参加料 | 許可基準       |
|------|---|--------------------------------|---|-----------------------------|--------------|-----|------------|
| 20   | 社会福祉法人一宮市<br>社会福祉協議会<br>会長<br>かむむら まきお<br>河村 正夫<br>主催(共催)<br>第29回みんなと一緒に“福祉とボランティア活動展”実行委員会<br>及び<br>社会福祉法人一宮市<br>社会福祉協議会 | 第29回みんなと一緒に“福祉とボランティア活動展”      | 市内の各福祉団体等による活動状況の紹介ならびにボランティア活動への参加呼びかけ | 10月14日(土)<br>~<br>10月15日(日) | 一宮スポーツ文化センター | 無料  | (3)<br>(6) |
| 21   | 社会福祉法人<br>檜の木福祉会<br>かしの木の里<br>施設長<br>のざき たかし<br>野崎 貴詞   | 第17回 かしの木の里 絵画展覧会<br>そうぞうのとびら展 | かしの木の里 入所利用者の絵画展覧会                      | 6月21日(水)<br>~<br>6月25日(日)   | 三岸節子記念美術館    | 無料  | (4)<br>(6) |

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

( スポーツ 課)

| 受付<br>番号 | 申請者  | 事業名  | 内容   | 実施日                           | 開催場所                                 | 参加料  | 許可<br>基準   |
|----------|--|--|--|-------------------------------|--------------------------------------|--|------------|
| 16       | 愛知ユースホステル協会<br>理事長 太田 孝<br><small>おわた たかし</small>                        | ユースホステル協会<br>2017年 夏休み体<br>験教室               | 子供たちが親元を離れて団体生活をする事により、自主性と責任ある態度と思いやりの心を養う。また、団体生活を通して学校や家庭とは異なった体験に積極的に係るなかで「自然・動物・人」とのふれあいの素晴らしさや豊かな心を育み、力強く生きる力を身に付けることを目的とする。 | 7月25日(火)～<br>8月4日(金)          | ①東京・千葉<br>②大阪<br>③和歌山<br>④山口<br>⑤北海道 | 小学3年生<br>～6年生の<br>男・女<br>⑤保護者<br>同伴参加<br>可<br>①52,800円<br>②-1<br>34,000円<br>②-2<br>46,000円<br>③52,800円<br>④58,800円<br>⑤児童<br>148,000円<br>保護者<br>168,000円 | (6)        |
| 17       | 一宮市<br>一宮市長<br><small>なかのまさやす</small><br>中野正康                            | 第33回市民健康<br>まつり                              | 市民のみなさんが「自分の健康は自分で守り、健康づくりに取り組む」という自覚と認識のもとに、健康で明るい生活ができるよう積極的に健康づくりの推進を図る。  | 9月3日(日)                       | 一宮スポー<br>ツ文化セン<br>ター                 | 無料   | (1)<br>(6) |
| 18       | 特定非営利活動法<br>人 木曾川文化・<br>スポーツクラブ<br>理事長<br><small>ひびのたかお</small><br>日比野隆夫 | 木曾川文化・スポー<br>ツクラブが開催する<br>各事業及び各種スポ<br>ーツ教室等 | 各種スポーツ教室及び<br>文化教室・講習会・体<br>力テスト・スポーツフ<br>ェスティバル・スポー<br>ツ大会の開催   | 4月1日(土)～<br>平成30年3月31<br>日(土) | 一宮市木曾<br>川体育館他                       | 《教室参<br>加費：内容<br>により異<br>なる》<br>・月額500<br>円～3,000<br>円まで<br>・年額<br>3,000円～<br>21,000円<br>まで  | (4)<br>(6) |

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

( スポーツ 課)

| 受付<br>番号 | 申請者  | 事業名   | 内容  | 実施日                    | 開催場所          | 参加料   | 許可<br>基準 |
|----------|--|---|---|------------------------|---------------|---|----------|
| 19       | 一般財団法人 愛<br>知県バスケットボ<br>ール協会<br>会長 <small>かとうのぶあき</small> 加藤宣明               | 第 48 回全国高等学<br>校バスケットボール<br>選抜優勝大会<br>愛知県大会 | 12 月に開催される第<br>48 回全国高等学校バ<br>スケットボール選抜優<br>勝大会に愛知県代表と<br>して出陣するチームを<br>決定する。           | 10月14日(土)<br>～11月5日(日) | 一宮市総合<br>体育館他 | 一次:無料<br>二次:一般<br>600円、高<br>校生 200<br>円、中学生<br>以下無料   | (4)      |
| 20       | 名古屋テレビ放送<br>株式会社<br>総合ビジネス局長<br><small>はっとり よしあき</small><br>服部 祥明<br>主催 メ〜テレ | 平成 29 年秋巡業<br>大相撲一宮場所                       | 地方巡業を通じ全国の<br>ファンを大切に、相撲<br>道普及に努めると共<br>に、全国の子供たちに<br>夢を与え、青少年育成<br>に役立てることを目的<br>とする。 | 10月12日(木)              | 一宮市総合<br>体育館  | タマリS席<br>14,500円<br>タマリA席<br>14,000円<br>ペアマス<br>11,500円<br>イスS席<br>9,000円<br>イスA席<br>6,000円<br>イスB席<br>4,000円 | (5)<br>イ |